

写

障発0318第1号
平成23年3月18日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」が、別添1のとおり、平成23年3月13日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」（以下「法」という。）（別添2参照）の規定の一部が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特例非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を

指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）」（以下「告示」という。）が、別添3のとおり、平成23年3月17日付けで公布され、同日から適用された。

この告示は、平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内において、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定等について、有効期間等を延長し、その満了日を平成23年8月31日とするものである。

これらに伴う障害者保健福祉に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対応方御配慮願いたい。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

1 告示により有効期間等の満了日を延長した許可等のうち、障害者保健福祉に関する法令の規定に基づくものは、次のとおりである。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）

　障害児施設給付費の支給（第24条の2第1項）

（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

　精神障害者保健福祉手帳の交付（第45条第2項）

（3）障害者自立支援法

　①介護給付費等の支給決定（第19条第1項）

　②自立支援医療費の支給認定（第52条第1項）

2 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、

理由を記した書面によりその特定権利利益（法第3条第1項参照）に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる（法第3条第3項）。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかつた場合の責任の免除について

- 1 法令に基づき平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかつた場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかつたことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われない（法第4条第2項）。
- 2 障害保健福祉に関する法令に基づく届出等のうち、法第4条第2項の規定の適用を受ける届出等については、特別児童扶養手当等の受給権者等の死亡の届出（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第35条第2項）等が想定される。

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一九号）
(内閣府本府)

- ◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一九号）
1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。
2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
3 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

- (一) 期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置
(二) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定に関する措置
(三) この政令は、公布の日から施行することとした。

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を定めし、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延长期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)
第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

この政令は、公布の日から施行する。

本号で公布された法令のあらまし

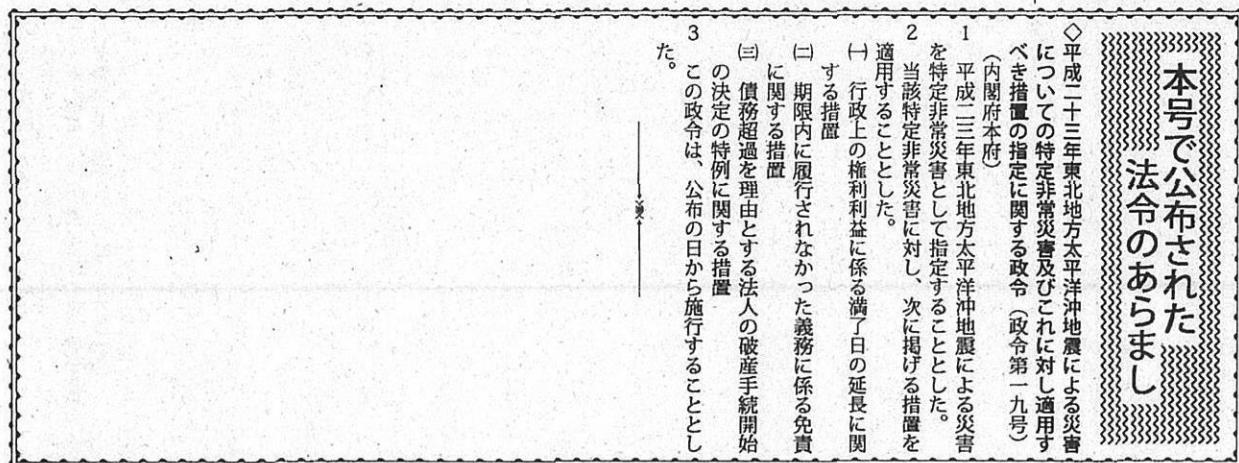
政

令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名御璽
平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅直人



内閣総理大臣 菅直人
総務大臣 片山 善博
法務大臣 江田 五月

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(概要)

1. 法律制定の趣旨と経緯

阪神・淡路大震災に対応するため立法された各種特別措置等を踏まえ、将来、大規模な災害が発生した場合に、比較的定型的に立法措置が必要となると予想される特別措置について、あらかじめ一般制度化しておく必要があり、内閣官房及び国土庁（いずれも当時）が中心となって、関係省庁間で検討を行った結果、平成8年6月7日に第136回国会において「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が成立し、同年同月14日に施行された。

2. 法律の概要

この法律の概要は以下のとおりである。

- ・政府は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における所要の特例措置を政令により講ずることができる。
- ・具体的には、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、下記の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に、政令により当該非常災害を特定非常災害として指定し、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、あわせて下記の措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定する（第2条関係）。
 - ア. 行政上の権利利益に係る満了日の延長（第3条関係）
 - イ. 期限内に履行されなかった義務に係る免責（第4条関係）
 - ウ. 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例（第5条関係）
 - エ. 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（第6条関係）
 - オ. 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例（第7条関係）
 - カ. 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例（第8条関係）

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局〔規則〕
目次

- 人事院規則一〇一五(職員の放射線障害の防止)の一部を改正する人事院規則(人事院一〇一五)
- 人事院規則一五一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則(同一五一四一二八)
- 人事院規則一五一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部を改正する人事院規則(同一五一五一一)
- 原戸籍が滅失した件(法務二二四)(同八四)
- 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件(同一二五)

〔告示〕

- 地方自治法第二百九十二条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件(総務八二)
- 開設計画の認定を受けた者の名称の変更に関する件(同八三)
- 特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件の一部を改正する件(同八四)
- 原戸籍が滅失した件(法務二二四)(同八五)
- 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件(同一二五)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有机肥料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件(農林水産六二〇)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件(同六二一)
- 保安林の指定を解除する件(同六二二～六三七)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通二七一、二七二)

七 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)〔人事異動〕
〔官庁報告〕

内閣

外務省

〔官庁報告〕

平成六年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件(人事院公示六)

労働

- 日本国に帰化を許可する件
(同一二六)

- ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(外務八二)

- 食糧援助に関する日本国政府とコモロ連合政府との間の書簡の交換に関する件
(同八二)

- 関税表刊行のための国際連合の設立による施設に関する件
(同八三)

- 関税表刊行のための国際連合の設立による施設に関する件
(同八三)

- 市計画に関する件
(近畿地方整備局五九)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(北陸地方整備局一六)

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき

- CADトレース技能審査の認定法人等の事務所の所在地を変更する件
(厚生労働五五)

- 同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件
(同五六)

- 都市計画に関する件
(九州地方整備局五四)

- 道路に関する件
(中国地方整備局三四)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有机肥料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件
(農林水産六二〇)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件
(同六二一)

- 保安林の指定を解除する件
(同六二二～六三七)

- 高速自動車国道に関する件
(国土交通二七一、二七二)

- 船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件
(同一二七)

- 都市計画に関する件
(同二七三～二七六)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(同六五～六七)

- 都市計画に関する件
(近畿地方整備局五九)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(北陸地方整備局一六)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(九州地方整備局五四)

- 道路に関する件
(中国地方整備局三四)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有机肥料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件
(農林水産六二〇)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件
(同六二一)

- 保安林の指定を解除する件
(同六二二～六三七)

- 高速自動車国道に関する件
(国土交通二七一、二七二)

- 〔資料〕
〔公 告〕

- 船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件
(同一二七)

- 都市計画に関する件
(同二七三～二七六)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(同六五～六七)

- 都市計画に関する件
(近畿地方整備局五九)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(北陸地方整備局一六)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(九州地方整備局五四)

- 道路に関する件
(中国地方整備局三四)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有机肥料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件
(農林水産六二〇)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件
(同六二一)

- 保安林の指定を解除する件
(同六二二～六三七)

- 高速自動車国道に関する件
(国土交通二七一、二七二)

- 〔資料〕
〔公 告〕

- 船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件
(同一二七)

- 都市計画に関する件
(同二七三～二七六)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(同六五～六七)

- 都市計画に関する件
(近畿地方整備局五九)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(北陸地方整備局一六)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(九州地方整備局五四)

- 道路に関する件
(中国地方整備局三四)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有机肥料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件
(農林水産六二〇)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件
(同六二一)

- 保安林の指定を解除する件
(同六二二～六三七)

- 高速自動車国道に関する件
(国土交通二七一、二七二)

- 〔資料〕
〔公 告〕

- 船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件
(同一二七)

- 都市計画に関する件
(同二七三～二七六)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(同六五～六七)

- 都市計画に関する件
(近畿地方整備局五九)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(北陸地方整備局一六)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇～六四)

- 道路に関する件
(九州地方整備局五四)

- 道路に関する件
(中国地方整備局三四)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有机肥料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件
(農林水産六二〇)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件
(同六二一)

- 保安林の指定を解除する件
(同六二二～六三七)

- 高速自動車国道に関する件
(国土交通二七一、二七二)

平成 23 年 3 月 17 日 木曜日

官 報

利益	署名者		外務大臣 松本 剛明
	日本側	コモロ側	
○外務省告示第八十三号 スウェーデン王国政府は、次の条約及び議定書 を廃棄する旨を平成二十三年一月十三日にペル ギー王国政府に通告した。	川口哲郎 在コモロ大使 ファーミ・サイード・イブラヒム外務・協力大臣		
一 明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」			
二 昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで署名された「一千八百九十年七月五日プラッセル設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」			
スウェーデン王国について効力を生ずる。(平成二十三年二月十日付け在本邦ペルギー王国大使館印上書)			
平成二十三年三月十七日	外務大臣 松本 剛明		
○厚生労働省告示第五十五号 技能審査認定期程(昭和四十八年労働省告示第 五十四号)第一条第一項の規定により平成九年三 月十八日付で認定したCADトレース技能審査 を実施する中央職業能力開発協会から、同規程第 五条第二項の規定により事務所の所在地を変更し た旨の届出があつたので、同規程第十条第一項の 規定に基づき告示する。	厚生労働大臣 細川 律夫		
平成二十三年三月十七日			
一 変更前の認定法人等の事務所の所在地 東京都文京区	対象者 厚生労働大臣 細川 律夫		
二 変更後の認定法人等の事務所の所在地 東京都新宿区			
三 変更の時期 平成二十二年九月二十七日			

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四号)第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十三号)第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認(特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。)	食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく營業の許可(特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る。)	旅館業法(昭和二十三年法律第二百二十八号)第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十三条)第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造若しくは輸入業者(特定被災区域内に在る製造所若しくは營業所又は店舗に係るものに限る。)	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者(向精神薬輸出業者若しくは輸入業又は販売業者若しくは向精神薬卸売業者若しくは向精神薬販賣業者若しくは向精神薬営業所に係るものに限る。)	薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。)	薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	薬事法第二十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外國製造業者の認定(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	登録特許事務所による登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)
----------------------------------	---	-----------------------------------	--	---	--	---	---	--	--	---	---	---	---

保薦事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定營業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者
薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
薬事法第二十一条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可(特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。)	特定被災区域内に店舗を有する者
業事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業に限る。)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。)	特定被災区域内において業務を行う者
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定に基づく建物における権利の裁判の請求に関する特別給付金支給法(昭和四十五年法律第五号)第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における運営の確保及び派遣労働者の就業条件の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の規定に基づく建物における運営の確保及び派遣労働者の就業条件の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第五号)第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における運営の確保及び派遣労働者の就業条件の規定に基づく建物における運営の確保及び派遣労働者の就業条件の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に居住地を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支援度金の支給の申請	特定被災区域内に営業所を有する者
介護保険法(平成九年法律第七百二十三号)第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法(平成十六年法律第七百三十一号)第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十三条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十九条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者

○農林水産省告示第六百一十号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七百七十五号)第十七条の三第一項の規定により財団法人日本米穀技術センターに係る地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての同法第十七条の二第一項の登録が、平成二十三年一月二十日限り、その効力を失つたので、同法第十七条の三第五項の規定に基づき公示する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野道彦	○農林水産省告示第六百一十一号 森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野道彦
一 登録更新年月日及び登録更新番号 平成二十二年十一月三十日 第八十五号 二 登録認定機関の名称及び住所 石川県 石川県金沢市駒場一丁目一番地 三 登録認定機関が認定を行ふ農林物資の種類 有機農産物 (1) 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行なう登録認定機関の事業所の所在地 石川県 認定を行なう事業所の所在地 石川県金沢市鞍月一丁目一番地	一 解除に係る保安林の所在場所 香川県三豊市山本町辻字竹谷五〇四〇の一六 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 三 解除の理由 道路用地とするため 四 登録認定機関が認定を行ふ農林物資の種類 農林水産大臣 鹿野道彦
介護保険法第五十四条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	一 解除に係る保安林の所在場所 香川県三豊市山本町辻字竹谷五〇四〇の一六 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 三 解除の理由 道路用地とするため 四 登録認定機関が認定を行ふ農林物資の種類 農林水産大臣 鹿野道彦
介護保険法第五十六条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	一 解除に係る保安林の所在場所 香川県三豊市山本町辻字竹谷五〇四〇の一六 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 三 解除の理由 道路用地とするため

平成23年3月13日
内閣府(防災担当)
総務省
法務省

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害
及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の平成23年東北地方太平洋沖地震においては
 - ・ 死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であったことに加え
 - ・ 避難者数が膨大であり、その後も余震が続いたことなどから、多くの住民が避難生活を継続している状況にある。
- このように大規模な非常災害である「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令の概要

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。（法第2条）
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長（運転免許証の有効期限の延長等）
特定非常災害の被害者が、自動車運転の免許のような有効期限のついた許認可

等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期限を一定程度（平成23年8月31日までの範囲）延長することができる。（法第3条）

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかつた行政上の義務の履行の免責

履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかつた場合であっても一定期限まで（平成23年6月30日まで）に履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないとすること。（法第4条）

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

特定非常災害により債務超過となつた法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成25年3月10日まで）破産手続開始の決定をすることができないこと。（法第5条）

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害者の方々の特定権利利益の保全等について

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条に基づく

厚生労働省告示第56号(平成23年3月17日公布))

1 概要

- 厚生労働省では、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づいて告示を制定しました。今回の告示は、平成23年東北地方太平洋沖地震による被害者の方々の特定権利利益（厚生労働省関係）の満了日を平成23年8月31日まで延長するものです。
- 対象となる特定権利利益（今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日（平成23年3月11日）以降に期限の到来するもの）とその概要は、下記一覧表のとおりですの
- で、お知らせいたします。

2 一覧表

（※概要中の特定被災区域とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都を除く。）を指します。）

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
1	保険医療機関又は保険薬局の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する保険医療機関と保険薬局の指定について、特定被災区域内に保健医療機関又は保険薬局を有する者については、その有効期間を延長する。	保険局医療課 内線：3288 直通：3595-2577

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
2	有料職業紹介事業の許可期間の延長	平成23年4月10日(※)から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する有料職業紹介事業の許可について、特定被災区域内に主たる事務所を有する事業主については、その有効期間を延長する。 (※) 許可更新の申請の期限が、30日前までであるため。	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 内線：5312 直通：3502-5227
3	無料職業紹介事業の許可期間の延長	平成23年4月10日(※)から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する無料職業紹介事業の許可について、特定被災区域内に主たる事務所を有する事業主については、その有効期間を延長する。 (※) 許可更新の申請の期限が、30日前までであるため。	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 内線：5312 直通：3502-5227
4	養育里親名簿への登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する養育里親名簿への登録について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その有効期間を延長する。	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 内線：7883 直通：3595-2504
5	障害児施設給付費の支給期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する指定障害児施設等を利用する場合の障害児施設給付費の支給について、特定被災区域内の受給者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部障害福祉課 内線：3148 直通：3595-2528
6	総合衛生管理製造過程の承認の更新期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する総合衛生管理製造過程の承認について、特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者については、その有効期間を延長する。	食品安全部監視安全課 内線：2451 直通：3595-2326

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
7	飲食店営業等の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する飲食店営業等の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	食品安全部監視安全課 内線：2451 直通：3595-2326
8	旅館業の許可を受けた地位の承継の申請期限の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に期限となる旅館業の営業許可の地位の承継（死亡の場合）について、特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者については、その申請期限を延長する。	健康局生活衛生課 内線：2414 直通：3595-2301
9	精神障害者保健福祉手帳の有効期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する精神障害者保健福祉手帳について、特定被災区域内の申請者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部精神・障害保健課 内線：3065 直通：3595-2307
10	毒物劇物営業の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録について、特定被災区域内に製造所等を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局化学物質安全対策室 内線：2426 直通：3595-2298
11	向精神薬輸入業者等の免許期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する向精神薬輸入業者、向精神薬小売業者等の免許について、特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局監視指導・麻薬対策課 内線：2778 直通：3595-2436
12	薬局開設許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する薬局の開設の許可について、特定被災区域内に薬局を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局総務課 内線：2712 直通：3595-2377

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
13	医薬品、医療機器等の製造業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造業の許可について、特定被災区域内に製造所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局審査管理課 内線：2734、2739 直通：3595-2431 同・医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
14	医薬品、医療機器等の製造販売業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造販売業の許可について、特定被災区域内に事務所等を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局安全対策課 内線：2748、2794 直通：3595-2435
15	医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定について、特定被災区域の者が外国製造業者の認定の申請を行う場合においては、その有効期間を延長する。	医薬食品局審査管理課 内線：2734、2739 直通：3595-2431 同・医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
16	指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録について、特定被災区域内の登録認証機関の登録の申請を行う者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
17	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業等の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業及び賃貸業の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
18	医療機器の修理業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医療機器の修理業の許可について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
19	医薬品の販売業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品の販売業の許可について、特定被災区域内に店舗を有する者及び特定被災区域内の販売業を行う者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局総務課 内線：4212 直通：3595-2377
20	戦没者の父母等に対する特別給付金を受ける権利の裁定の請求期限の延長	戦没者の父母等に対して支給する特別給付金について、特定被災区域内に居住地を有する者については、平成23年4月18日までとなっている請求期限を延長する。	社会・援護局（援護）援護課 内線：3427 直通：3595-2457

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
21	登録建築物清掃業者等の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する登録建築物清掃業者等の登録期間について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	健康局生活衛生課 内線：2432 直通：3595-2301
22	一般労働者派遣事業の許可期間の延長	平成23年6月11日(※)から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する一般労働者派遣事業の許可について、特定被災区域内に主たる事務所を有する事業主については、その有効期間を延長する。 (※) 許可更新の申請の期限が、3か月前までであるため。	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 内線：5312 直通：3502-5227
23	中国残留邦人等に対する自立支度金支給の申請期限の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に申請期間が満了する中国残留邦人等が永住帰国した場合に生活基盤の確立に資するため支給される自立支度金について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その申請期間を延長する。	社会・援護局（援護）・援護企画課中国孤児等対策室 内線：3495 直通：3595-2456
24	指定居宅サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
25	指定地域密着型サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
26	指定居宅介護支援事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅介護支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
27	指定介護老人福祉施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護老人福祉施設の指定について、特定被災区域内の介護老人福祉施設については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888
28	指定介護療養型医療施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護療養型医療施設の指定について、特定被災区域内の介護療養型医療施設については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
29	指定介護予防サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
30	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
3 1	指定介護予防支援事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
3 2	介護支援専門員の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護支援専門員証の有効期間について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
3 3	介護老人保健施設の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護老人保健施設の許可について、特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
3 4	衛生検査技師免許の申請期間の延長	特定被災区域内に居住地を有する衛生検査技師の免許を受けることができる者については、平成23年3月30日までとなっている免許の申請期限を延長する。	医政局医事課試験免許室 内線：2566 直通：3595-2204
3 5	障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給決定の有効期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する障害福祉サービス等を利用する場合の介護給付費等の支給決定について、特定被災区域内の受給者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部障害福祉課 内線：3148 直通：3595-2528
3 6	自立支援医療費の支給認定の有効期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する自立支援医療費の支給認定について、特定被災区域内の受給者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部精神・障害保 内線：3057 直通：3595-2307